



長生郡市広域市町村圏組合 指令第 1 号 の 31

一般廃棄物 収集運搬業 許可証
処 分 業

住 所 千葉県市原市五井9093番地3

氏 名 みどり産業株式会社

代表取締役 津根 頼行 様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項 収集運搬業
の許可を受けた者であることを証する。 第7条第6項 の規定により一般廃棄物 処 分 業

複写無効

令和8年4月1日

長生郡市広域市町村圏組合
管理者 市 原 淳

許 可 番 号	第 特 13 号	
事業所及び事業場の所在地	事 務 所	市原市五井9093番地3
	事 業 場	市原市能満2061-214
事業の範囲	業 の 区 分	収集・運搬(積替え・保管を除く)
	取扱い廃棄物の種類	食品残さ及び植物資源(木くず類)
処理施設等の所在地	/	
処理施設の種類及び処理能力	/	
許 可 期 限	令和10年3月31日	
許 可 条 件	組合の指示事項を遵守すること	
許 可 年 月 日	新規許可年月日	令和 6年 4月 1日
	許可更新年月日	令和 8年 4月 1日
	変更許可年月日	年 月 日
	再交付年月日	年 月 日



一般廃棄物収集運搬業（食品残さ及び植物資源）

許 可 条 件

みどり産業（株）

- 1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など関係法令を遵守すること。
- 2 取り扱う一般廃棄物の種類は、食品残さ及び植物資源（木くず類）の収集、運搬に限る。
- 3 搬入先の指定
指定引取場所の中間処理施設
みどり産業(株)（長柄町長柄山1162-28他1筆）への搬入に限定する。
- 4 収集運搬車両を使用するときは、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 許可車両には、別記1のように許可車両である旨の表示をすること。また、表示した旨を別途報告すること。
 - ② 許可車両以外の車両で業務を行ってはならない。
- 5 事業の範囲の変更を受けようとする者は、管理者に変更許可申請書を提出し許可を受けなければならない。
- 6 事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の6第1項に定める事項（住所、氏名、及び車両等主要な設備の構造又は規模）を変更したときは、10日以内に届け出ること。
- 7 一般廃棄物の収集運搬に関する毎年4月から3か月毎の実績について、速やかに実績報告書を提出すること。
- 8 法令並びに組合の条例、条例施行規則及び本許可条件に違反している事実が認められる時は、許可の取消又は期間を定めて業務の一部若しくは全部の停止を命ずる。